

令和八年 第二回（三月）市議会定例会

（令和八年二月二十四日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和八年第二回三月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「扇山林野火災について」であります。

令和八年一月八日に発生いたしました扇山林野火災により、市民の皆様、特に近くにお住まいの皆様方には、多大なるご心配とご不便をおかけいたしました。

あらためまして、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の火災の焼損面積は三百九十六ヘクタールに及び本市にとって未曾有の災害となり、一月二十四日の鎮圧、そして二月十二日の鎮火に至るまで、長期間にわたる過酷な対応を余儀なくされました。

火災発生以来、昼夜をわかつた急峻な地形において懸命な消火活動に精励された消防団員の皆様並びに警察、自衛隊、広域応援を賜りました各自治体、県内全ての消防本部など、多大なるご尽力をいただきました全ての関係機関に対し、深く感謝の意を表します。

この間、連日にわたり不眠不休の活動を強いられた消防署職員が、最後までこの困難な任務を完遂し得たのは、ひとえに彼らの持つ強い責任感と、日頃のたゆまぬ訓練の賜物であります。

また、避難指示に対し冷静かつ迅速なご協力をいただいた地域住民の皆様、物資の提供等、温かいご支援を寄せられた皆様、さらにはクラウドファンディングをはじめとする貴重な義援金をお寄せいただいた市内外の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

皆様のお力添えが、現場で戦う者たちにとって、何よりの励みとなりました。

私は今回の事案を通じ、乾燥期における林野火災の恐ろしさを改めて痛感するとともに、初期消火のさらなる迅速化、特殊な地形に即した消火手法の確立及び情報伝達のあり方など、検証すべき喫緊の課題を重く受け止めております。

この教訓を忘れることなく、以下の三点を柱として、「災害に強いまちづくり」を一層加速させていく所存であります。

まず、ドローン等の先端技術の活用を検討し、火災の早期発見、早期対応に努めてまいります。

次に、消防団の装備拡充を推し進めるとともに、自衛隊や近隣自治体との合同訓練をさらに深化させ、本市特有の複雑な地形にも対応できる広域連携体制の強化に努めてまいります。

最後に山林付近での火の取り扱いに関する注意喚起と、各家庭・各地域における「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の向上を図ってまい

ります。

扇山の豊かな自然を再生し、市民が将来にわたって安心して暮らせる地域を築くため、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、「令和八年度当初予算について」であります。

当初予算の編成方針では、第八次総合計画の遂行にあたり「財政健全化を前提」に最少の人員、財源で最大の効果が得られるよう創意工夫を重ねてまいりました。

人口減少と少子化が進行する中において、本市が持続可能に発展していくためには、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりが重要であり、新年度予算においても子育て支援施策と教育環境の充実を重点分野として位置づけ、経済的負担の軽減と保育環境、教育環境の質の向上の両面から施策を進めてまいります。

まず、未就学児の給食費無償化を実施いたします。

今年度の学校給食無償化に続き、保育園、幼稚園に通う未就学児の給食費を無償化し、子育て世帯にとって継続的な負担となる給食費を軽減することにより、家計を支援します。

次に、こども入院時食事療養費の助成を新設いたします。

医療費無償化は進んでいるものの、入院時の食事療養費については自己負担が残る現状があります。

病気と向き合う子どもとその家族の負担を少しでも軽減するため、必要な支援を実施するものであります。

また、放課後児童健全育成事業につきましては、開所時間や長期休業中の対応など、保護者の声を踏まえた運営体制の充実、サービス拡充を図るため、専門事業者への委託により運営体制の安定化を図るものであり、支援員の確保や安全管理体制の充実に努め、放課後の時間が子どもたちにとってより安心できるものとなるよう取り組んでまいります。

子育て支援は、今を支える施策であると同時に、本市の将来を見据えた取組であり、「安心してこどもを産み育てられるまち」を目指します。

また、私は就任以来、安心安全な学校づくりと、良好な教育環境づくりに努めておりますが、来年度は猿橋中学校校舎大規模改修に着手いたします。

猿橋中学校校舎は、平成十一年度竣工で二十六年が経過しており、校舎の長寿命化を図ることを目的とした屋上防水改修及びタイル落下防止工事等の外壁改修並びに教育環境向上を目的としたトイレの乾式化及び洋式化改修を実施いたします。

工期の都合上、学校運営中の工事となりますが、学校への負担を極力抑制するため、夏休みを中心に施工を計画しておりますので、予算及び契約案件につ

いて、格別の配慮を賜りますようお願いいたします。

また、物価高騰対策とした「就学に係る保護者負担の軽減」につきましては、学習用品の学校備品化や校外活動交通費等補助金、総合的な学習の時間推進補助金の増額等を実施してまいります。

併せて、施設整備として、法令等により蛍光灯の製造及び輸出入が令和九年末に禁止されるため、令和八年度と九年度にかけて学校校舎及び体育館照明LED化改修工事を段階的に進めてまいります。

令和八年度は、既にLED化が済んでいる大月東小学校と猿橋中学校を除いた猿橋小学校、七保小学校及び鳥沢小学校の三校で実施いたします。

続いて、令和九年度は、初狩小学校及び大月東中学校の二校を予定しております。

次に、「新庁舎建設整備事業について」であります。

新庁舎整備基本計画に基づき取り組んでまいりました用地取得業務につきましては、昨年十二月末までに取得予定の事業用地に係る、すべての地権者との間で土地売買契約及び物件移転補償契約を締結することができました。

地権者の皆様のご理解とご協力に心から感謝を申し上げますとともに、移転先用地を提供していただいた皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力に対しましても深く感謝を申し上げます。

事業用地につきましては、既に引渡しを受けている箇所もありますが、基本的には令和九年三月末を目標に引渡しをお願いしており、今後移転先への転居や解体工事などが円滑に進められるよう、地権者の皆様のサポートに努めてまいります。

また、来年度以降の設計業務にあたり、工事施工を含む全体の事業手法等を見据える必要があることから、本事業における事業手法を「設計・施工分離発注方式」とする方針をとし、併せて設計手法につきましても、設計者の選定手法を「プロポーザル方式」、発注方法は「基本・実施設計一括発注方式」を採用することとしております。

事業手法につきましては、早期に事業着手でき、事業期間の見通しが立てやすく、進捗段階ごとにチェック機能が働き、市民や議会の意見を踏まえた市の意向をきめ細かく反映できることに加え、地元企業も事業に参加しやすく、市内経済の活性化が期待でき、事業費の面においても、金利負担や物価スライドリスクなどの影響を比較的に受けにくいと判断したことから、「設計・施工分離発注方式」を採用することとしますものであります。

また、設計手法につきましては、設計者の提案や実施方針、業務実績などを直接評価することができ、市の意向を十分に反映した設計とすることが可能となることから、「プロポーザル方式」を設計者の選定手法として採用すると

もに、基本設計業務と実施設計業務を一括発注することにより、市の意向の十分な反映と早期の建設工事着手の両立を目指すこととしたものであります。

令和八年度当初予算案には、用地取得業務に係る経費のほか、この事業手法等の方針に従って基本設計業務、地質調査業務などに係る経費を盛り込み、新年度早々から設計業務の業者選定に着手したいと考えております。

新庁舎建設事業は、市民の安全や利便性の確保、市民サービスの向上と併せ、今後発生が懸念される大規模災害時の要として、行政の役割が十分に果たせる持続可能な新庁舎となるよう、着実に進めてまいります。

次に、「初狩地区子育て応援施設整備事業について」であります。

本市では、子どもたちの健やかな成長を支えるため、「幼稚園・保育所（園）の再編に関する市の方針」に基づき、市内の幼稚園と保育所の整備を進めてまいりました。

これまでに東部地区の二園については既に整備を完了しており、西部地区には公立保育所の整備を計画しております。

先の議会において本建設工事契約議案が否決されたことは、重く受け止めております。

しかしながら、この否決は事業そのものの必要性を否定するものではなく、計画内容に対する慎重なご意見であると認識しております。

市といたしましては、子育て世代の切実な声に応えるため、本事業を継続し、早期の実現を目指してまいります。

定員規模については、再度見直しを行い、より実態に即した計画へと整理するとともに、施設の規模につきましては、保育環境の確保や事業の円滑な実施を総合的に判断し、現計画を基本とする考えであります。

本事業は、保育所と学童クラブを小学校敷地内に整備することにより、入学時の環境変化による不安の軽減、安全性の向上、教育環境の安定など単にハコモノを整備するのではなく、多目的、複合的な効果につながるものであります。

現在の施設は昭和四十二年建築で、耐震性や保育環境の面で課題を抱えているため、子どもたちの安全を守ることは、市として果たすべき責任であります。本事業は、西部地区の子育て環境を将来にわたり確保していくための取組でありますので引き続き、議会及び市民の皆様にとさらに丁寧な説明を行い、理解を得ながら、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、「物価高騰支援対策について」であります。

エネルギーや食料品価格等の物価高騰が長期化し、市民生活に深刻な影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家計負担の軽減を図るとともに、地域における消費を喚起し、地域経済

の活性化を実現するため、「大月市くらし応援特別商品券事業」を実施いたします。

本事業は、令和八年三月一日を基準日として、住民基本台帳に記録されている市民の皆様全員を対象に、一人当たり一万円分の商品券を交付するもので商品券は千円券十枚を一シートとし、三月末までに世帯主宛に引換券を郵送いたします。

引換期間は、令和八年四月一日から五月二十九日までとし、市が指定する交付場所で本人確認の上、お渡しする予定となっております。

商品券は令和八年四月一日から六月三十日まで、市内の登録店舗でご利用いただけます。

現在、商品券取扱い店を募集しており、市内事業者の皆様には、ぜひ多くの方にご参加いただくようご協力をお願い申し上げます。

この取組を通じて、市民の皆様の暮らしを支えるとともに、地域経済の好循環を生み出していきたいと考えております。

次に、「ふるさと納税の状況について」であります。

本市では、これまで、「さとふる」「楽天」などの七社、パートナーサイトの七社及びふるさと納税業務支援業者と委託契約を締結し、寄附していただきやすい環境を整えるとともに、寄附額の増額に努めてまいりました。

ふるさと納税総額では二月十九日現在の寄附額は、十億二千万円を超え、目標としていた十億円を突破し、昨年に引き続き、多くの方々よりご寄附をいただいております。

企業版ふるさと納税については六社から千四百七十万円の寄附をいただき一部は林野火災対応の財源に活用させていただいております。

また、クラウドファンディングも積極的に活用しており、今回の「令和八年一月扇山山林火災」には、二月十九日現在で七百四十一万円のご支援をいただくことができました。

税収の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測されることから、ふるさと納税の増額は、財政健全化に向けて、大きな鍵となると考えておりますので、引き続き、本市の魅力を広くPRしながら、大月ファンを増やし、寄附額の増額に努めてまいります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件が一件、条例案件が九件、予算案件が十三件、その他の案件が一件の、計二十四件となっております。はじめに、報告第一号の「専決処分事項について承認を求める件」につい

てであります。

これは地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたしました補正予算二件につきまして、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決第一号「令和七年度大月市一般会計補正予算（第八号）」についてであります。令和八年二月八日執行の第五十一回衆議院議員総選挙及び第二十七回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費等について、また、専決第二号「令和七年度大月市一般会計補正予算（第九号）」につきましては、令和八年一月八日に発生した、扇山林野火災の鎮圧及び復旧に要する経費について、速やかな執行をする必要があったことから専決処分したものであります。

次に、「条例案件について」であります。

議案第二号「大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例制定の件」についてであります。

これはお試しサテライトオフィスとして運用していたアサリマルチベースについて、その機能を拡充させ、より広い利用に供するため、地方自治法の規定に基づき、管理運営の基本事項を定めるものであります。

議案第三号「大月市中小企業・小規模企業振興基本条例制定の件」についてであります。

これは市内企業の振興に関する施策を計画的に推進し、本市の経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とし、制定するものであります。

議案第四号「大月市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」についてであります。

これは児童福祉法の規定に基づき、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされていることから制定するものであります。

議案第五号「大月市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」についてであります。

これは子ども・子育て支援法の規定に基づき、「子ども誰でも通園制度」の給付対象施設であることを確認する際の基準を定めるものであります。

議案第六号「大月市情報公開条例中改正の件」についてであります。

これは条例の趣旨を適切に反映しない情報公開の請求を未然に防止するた

め、所要の改正を行うものであります。

議案第七号「大月市職員給与条例中改正の件」についてであります。

これは人事院勧告による国家公務員の給与改定及び山梨県人事委員会勧告による山梨県の給与改定に準拠し、通勤手当について、所要の改正を行うものであります。

議案第八号「大月ふれあい農園条例中改正の件」についてであります。

これは大月ふれあい農園・やながわの今後の活用方針として、農業生産法人等を誘致し、地域活性化を目指すために、農園を閉園することとして、所要の改正を行うものであります。

議案第九号「大月市火災予防条例中改正の件」についてであります。

これは総務省令の改正に伴い、火災予防条例（例）が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第十号「大月市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは消防団員の処遇の改善に係るさらなる取り組みとして、消防団員の年額報酬の額を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」であります。

最初に、「令和八年度当初予算案について」であります。

議案第十一号「令和八年度大月市一般会計予算」についてであります。

予算総額は、百四十一億三千五百万円で、令和七年度予算に対し、一〇億五千万円、率として八・〇パーセントの増となっております。

主な歳入であります。市税は、市民税を、直近の歳入見込等から二千二百万円余り増額の十一億八千八百万円余りと見込み、固定資産税は、一千二百万円余り増額の二十七億一千六百万円余りと見込み、市税全体では、二千万円余り増額の四十一億一千七百万円余りを計上いたしました。

地方交付税は、県の試算等から、普通交付税を一億四千万円の減額を見込み、地方交付税全体で、二十九億一千五百万円を計上いたしました。

国庫支出金は、道路メンテナンス事業補助金・街路事業補助金・学校施設環境改善交付金等大型事業に伴う事業費の増加により、二億七千万円余り増額の十九億七千七百万円余りであります。

寄附金は、ふるさと大月応援寄附金を本年度同額と見込み、二億円余りであ

ります。

繰入金は、各種事業への財源充当や財源不足を補うための基金繰入等で、六億一千八百万円余り増額の十五億七千万円余りであります。

次に、主な歳出であります。総務費は、定年による退職手当の計上のため、一億五千四百万円余りを増額計上しておりますが、新庁舎建設事業の二億一千四百万円余り、システム・ネットワーク運用経費の約一億五百万円余りの減額等により、一億六千万円余り減額の二十一億四千四百万円余りであります。

民生費は、放課後児童健全育成事業（学童保育）の事業者への委託、保育所等給食費負担軽減事業等新規事業の開始に加え、障害福祉サービス費や施設型給付費の増などにより、一億八千七百万円余り増額の三十七億三千万円余りであります。

衛生費は、新型コロナウイルス予防接種の減額による予防接種事業、中央病院関係経費である負担金・貸付金、東部地域広域水道企業団への負担金・補助金等が減額しておりますが、大月都留広域事務組合や富士・東部環境事務組合への負担金、一般廃棄物収集運搬業務等の増額に加え、簡易水道事業会計への負担金・補助金の増が見込まれ、三千八百万円余り増額の十七億一千九百万円余りあります。

農林水産業費は、農業水路等長寿命化・防災減災事業の増などにより、二千二百万円余り増額の二億七千万円余りあります。

商工費は、オーバートリズム未然防止事業の減額により、百万円余り減額の八千四百万円余りあります。

土木費は、大月駅周辺整備事業、社会資本整備総合交付金事業などの増額により、四億五千八百万円余り増額の二十億三千三百万円余りあります。

消防費は、消防団員報酬を増額し、一団員あたりの報酬額を交付税における標準団体行政経費積算内容と同額とし、全体では四百万円余り増額の六億七千万円余りとなっております。

教育費は、小学校の校舎・体育館のLED化にかかる経費及び猿橋中学校校舎改修工事などの増額及び市民会館、図書館、総合体育館等の社会教育施設における経費の増により、四億八千万円余り増額の十七億八千四百万円余りあります。

公債費は、一千九百万円余り増額の十五億五千七百万円余りとなっております。

す。

議案第十二号「令和八年度大月市大月短期大学特別会計予算」につきましては、短大運営経費など、三億七千万円余りを計上しております。

議案第十三号「令和八年度大月市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、二十七億八千万円余りを計上しております。

議案第十四号「令和八年度大月市介護保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、三十一億二千九百万円余りを計上しております。

議案第十五号「令和八年度大月市介護サービス特別会計予算」につきましては、要支援者に対する介護予防経費など、六百万円余りを計上しております。

議案第十六号「令和八年度大月市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金など、九億一千万円余りを計上しております。

以上、五つの特別会計の歳入につきましては、それぞれの事業に係る収入及び国県支出金、一般会計からの繰入金などで賄っております。

議案第十七号「令和八年度大月市簡易水道事業会計予算」につきましては、収益的収入に二億四千六百万円余りを、収益的支出に二億五千四百万円余りを計上しております。

資本的収入は、補助金及び企業債などを、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金など、それぞれ一億円余りを計上しております。

議案第十八号「令和八年度大月市下水道事業会計予算」につきましては、収益的収入に四億一千六百万円余りを、収益的支出に四億二千五百万円余りを計上しております。

資本的収入は、補助金及び企業債などを、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金など、それぞれ四億七千三百万円余りを計上しております。

次に、「令和七年度補正予算案について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方交付税の増額、生活バス路線維持費の追加及び年度末までの事業費の見込みによる精査、それに伴う国県支出金などの調整等の予算編成を行いました。

まず、議案第十九号「令和七年度大月市一般会計補正予算（第十号）」につきましては、歳入歳出それぞれ三億六千万円余りを減額し、予算総額を百六十二億五千万円余りとしたところであります。

歳出の主な内容といたしましては、路線バス運行に係る赤字補てん補助金に八千六百万円余りを、東部地域広域水道企業団への補助金に二千万円余りを増額しましたが、公共施設整備基金費を一億六千万円余り、大月駅周辺基盤整備事業を一億八千万円余り、それぞれ減額しております。

議案第二十号「令和七年度大月市大月短期大学特別会計補正予算(第三号)」につきましては、二名の教員退職者が生じたことによる退職手当の計上及び事業精査により、一千百万円余りの増額となっております。

議案第二十一号「令和七年度大月市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)」につきましては、事業費精査により、三百万円余りを減額しております。

議案第二十二号「令和七年度大月市介護保険特別会計補正予算(第三号)」につきましては、主に事業費精査により、七千六百万円余りを増額しております。

議案第二十三号「令和七年度大月市後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)」につきましては、納付金の増額等により、一千三百万円余りを増額しております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第二十四号「市道の路線廃止の件」についてであります。

これは国道二十号大月バイパス完成に伴い市道を山梨県へ移管するにあたり路線の廃止を行うものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。